

第二次第1回市立保育園民営化保護者説明会 次第

日 時 令和2年1月17日（金）

令和2年1月21日（火）

午後4時00分から

場 所 川本保育園 ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 説 明

(1) 移管先法人募集要項（案）について

4 質疑応答

5 そ の 他

6 閉 会

資料 1

(保護者説明会)

民営化までのスケジュール (案)

時期	内容
《令和元年度》 9月～10月 10月 1月～(随時開催)	第一次保護者説明会 ・民営化計画(案)、スケジュール説明 民営化計画策定 <u>第二次保護者説明会</u> ・ <u>移管先法人募集要項(案)の説明</u>
《令和2年度》	移管先法人選定委員会の設置・開催 ・移管先法人募集要項の決定 移管先法人の募集、決定 ・書類審査 ・法人視察 ・プレゼンテーション ・選定協議
《令和3年度》	民営化に向けた調整 ・三者協議会(保護者、市、移管先法人)の設置・開催
《令和4年度》	引継保育の実施(1年間)
《令和5年4月～》	民営化実施

募集要項アンケート結果（川本保育園）

資料 2

（保護者説明会）

※回答状況

対象世帯	18
回答数	17
回答率（%）	94.4

問2 あなたのお子さんの年齢を教えてください。

選択肢	回答数	割合（%）
1. 0歳児	0	0.0
2. 1歳児	17	100.0
計	17	

問3 保育時間についてお聞きします。

① 平日の保育時間について

1. 保育時間は現行どおりでよい。
2. 保育時間を延長して欲しい。（希望時間： 時 分～ 時 分）

選択肢	回答数	割合（%）
1. 現行どおり	15	88.2
2. 延長を希望	2	11.8
計	17	100.0

選択肢2における記述内容	
開始時間	終了時間
—	20:00
7:20	—

② 土曜日の保育時間について

1. 保育時間は現行どおりでよい。
2. 保育時間を延長して欲しい。（希望時間： 時 分～ 時 分）

選択肢	回答数	割合（%）
1. 現行どおり	15	88.2
2. 延長を希望	2	11.8
計	17	

選択肢2における記述内容	
開始時間	終了時間
7:20	—
7:00	19:00

【参考】現行の保育時間

開園日・ 開園時間	平日(月～金曜)	午前7時～午後7時	
	土曜	午前7時30分～午後6時30分	
保育時間	保育標準時間認定	午前7時30分～午後6時30分	
	延長保育時間	午前7時～午前7時30分	午後6時30分～午後7時
	保育短時間認定	午前8時30分～午後4時30分	
	延長保育時間	午前7時～午前8時30分	午後4時30分～午後7時

問4 保育園の行事等についてお聞きします。

① 行事の開催日について

1. 現行どおりの開催がいい。
2. 平日であっても休日であってもかまわない。
3. その他(具体的に：)

	選択肢1	選択肢2	選択肢3	無記入	計
回答数	13	2	1	1	17
割合(%)	76.5	11.8	5.9	5.9	

選択肢3における記述内容

基本的には1だが、保育参観や祖父母会は数日もうけてつごうのつく日に参加できるようにしてもらいたい。

② 行事数について

1. 現行の行事数で十分である。
2. 行事が増えてもいいが保護者の負担があまりかからないようにして欲しい。
3. 保護者の負担が増えても行事をもっと増やして欲しい。
4. 行事の数を減らして欲しい。
5. その他(具体的に：)

	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	計
回答数	2	12	2	0	1	17
割合(%)	11.8	70.6	11.8	0.0	5.9	

選択肢5における記述内容

おゆうぎ会を見たい。

③ 行事の内容について

1. 現行の行事のままで内容をあまり変えないで欲しい。
2. 行事の内容を工夫して子どもがいろいろな体験ができるようにして欲しい。
3. 原則、今の行事を引き継ぐが、大きく変える場合は保護者へ事前に説明をして欲しい。
4. その他（具体的に： _____）

	選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3	選択肢 4	(複数回答)	計
回答数	4	5	6	1	1	17
割合 (%)	23.5	29.4	35.3	5.9	5.9	

選択肢 4 における記述内容
内容は、そのままでもかまわない。

問 5 保育サービスと保護者の負担の基本的な考えについてお聞きします。

1. 保育サービスは現行どおりでよい。
2. 保護者や児童にとって便利な保育サービスを開始してもいいが、新たなサービスとしての負担を求める場合は事前に保護者に説明し理解を得たうえで実施して欲しい。
3. 適正な金額であれば、よりよい保育サービスを行って欲しい。
4. その他（具体的に： _____）

	選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3	選択肢 4	計
回答数	5	11	1	0	17
割合 (%)	29.4	64.7	5.9	0.0	

問 6 園児服、帽子、かばん等（以下、園児服等という。）についてお聞きします。

1. 在園児の帽子、かばん等の個人所有物は卒園までそのまま使えるようにすべきであるが、新しく入園する児童は安全管理などから園児服等は必要だと思う。
2. 民営化後は、全員新しい園児服等で統一したほうがいい。
3. 園児服等は必要がない。
4. その他（具体的に： _____）

	選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3	選択肢 4	計
回答数	4	0	11	2	17
割合 (%)	23.5	0.0	64.7	11.8	

選択肢 4 における記述内容
自分の子の時、年長で園服を買う等はしたくない。
在園児の帽子、かばん等の個人所有物は卒園までそのまま使えるようにすべきであるが、新しく入園する児童は新入園児の親の希望を聞いた方がいい。

問 7 保育園の名称についてお聞きします。

1. 現在の名称でよい。
2. その他（ _____）

	選択肢 1	選択肢 2	計
回答数	15	2	17
割合 (%)	88.2	11.8	

選択肢2における記述内容

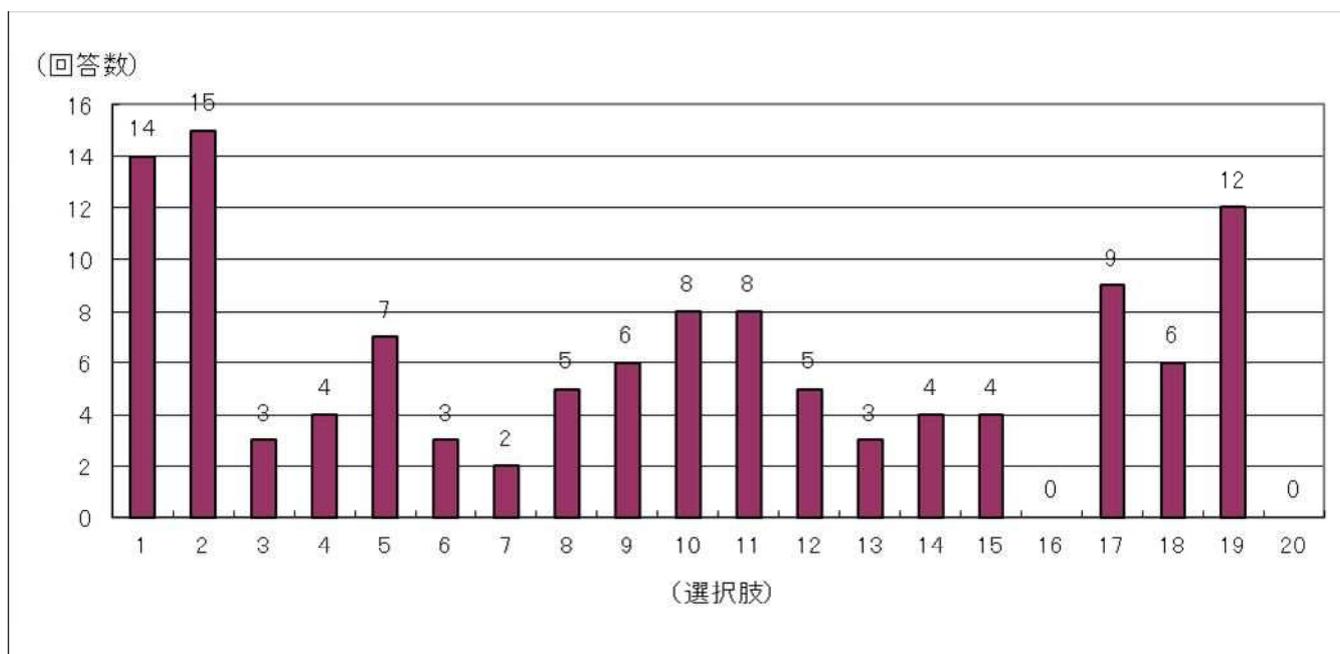
在園児が卒園するまでは現在の名称で、その後は何でもよい。

どちらでも良い。

問8 よりよい保育を行っていくうえでどのような保育内容（カリキュラム）をより充実されることを望んでいますか。次の項目から選択してください。（複数選択可）

1. 読み聞かせ
2. リズム体操
3. 音楽教育（鼓笛・ピアノカ）
4. 食育（食べ物についての教育）
5. 文字の学習（高年齢児）
6. 情操教育
7. 素足保育
8. 幼児教育一般（読み書き・計算等）
9. 園外保育（遠足）
10. 英語教育
11. 完全給食の実施
12. 病児病後児保育
13. 親子バス遠足
14. お泊り保育
15. 休日保育
16. 和太鼓
17. プール遊び（水遊び）
18. 伝承あそび（竹馬・コマなど）
19. 自然への親しみ（芋ほり等）
20. その他（具体的に： ）

多い順	選択肢	回答数	割合(%)	多い順	選択肢	回答数	割合(%)
1	2	15	88.2	10	12	5	29.4
2	1	14	82.4	12	4	4	23.5
3	19	12	70.6	12	14	4	23.5
4	17	9	52.9	12	15	4	23.5
5	10	8	47.1	15	3	3	17.6
5	11	8	47.1	15	6	3	17.6
7	5	7	41.2	15	13	3	17.6
8	9	6	35.3	18	7	2	11.8
8	18	6	35.3	19	16	0	0.0
10	8	5	29.4	-	20	0	0.0



問 12 現在の「公立保育園としてのよいところ」としてどのような点がありますか。
 また、これからも残し引き継いでいきたい保育（内容）について教えてください。

記述内容
雑費等の金額面はとても満足している。
保護者への負担が少ない。
まだ入園しても間もないので正直よくわかりません。
先生の手厚さ
祖父母会
保育園のお休みが、日、祝、年末年始ぐらいで働く親としてありがたい。他の園だと、盆休み等があるらしいので。
「公立保育園として」となると、他の園との違いが分からないので、良さは分かりませんが、今の川本保育園で子供の様子を見る限り、毎日たのしくのびのび過ごせているので、民営化しても同じように過ごせるといいです。
先生とのコミュニケーション（現在はお迎えに行くと先生が1日の様子を口頭で教えてくれる）がとれる事は、とても安心し、子どもの事をみて下さっている事を感じられるので、今後も大切にしていきたいです。
行事が土曜日なので、親の負担が少ないです。おひるねのおふとんは、自己管理なのでクリーニング代など、費用の負担が少ないです。
運動会の、リズム発表は、継続してもらいたいです。
出費がすくない（保育料・食事以外）。
職員数が充実していて、余裕が他の私立よりはるかに感じる場所。
行事や役員など保護者の負担があまりない。
行事や習い事などつめこんでなく、充分遊びの時間がある。
リズム運動、のぼり棒、なわとび、鉄棒、朝マラソン、プール遊び
年長の各クラスのお手伝い
パジャマで寝る、給食時はエプロンなどを着用する、うわばきを履く
その日の出来事などの各クラスの掲示
給食試食会、徒歩遠足、リズム発表会
先生がみんな良い人なので変わらないでほしい。
年長さんの縄を編むのは続けてほしい。（自分も保育園時代作って、思い出になった）
たくさんお散歩に連れて行ってくれるのでそこは変えないでほしい。
先生たちの質が良い（高い）と思います。そのおかげか子供たちの笑顔が沢山見られます。ぜひ、維持してもらいたいです。
公園や SL を見に行くお散歩、とても喜び保育園から帰る時に話してくれるので、そのまま残してほしい。
給食の試食会では、一緒に食べられる（給食）良い機会なので残してほしい。子供が嬉しそうでした！

問 13 法人の募集要項などについて、ご意見ご要望がありましたら教えてください。

※保育園や法人等が特定される記述は削除しています。

記述内容
以前、私立保育園に通園していましたが（深谷ではない）、雑費（貸布団代、布オムツ代等）の負担が大きく、現在、公立で満足していました。その面ではとても不安があります。
今の川本保育園の特色にあまり変わらないくらいの教育方針だったり、保護者の要望などもきちんと聞いてくれる法人を希望します。
保育園の名称・クラス名はかえないでほしい。
運動会は現状で（系列保育園合同開催にはしてほしくない。）
お弁当の日は現状で
写真代は現状で（L判30円2L判60円）枚数を減らしてほしいわけではない。
保育園指定のものは、今の帽子、Tシャツ（年長）
連絡帳はあってほしい
文字の学習をしたり、鼓笛や読み書き、計算、英語など勉強や一斉保育に時間を使うことの無い保育内容。
昼寝は年長児は無しにして頂きたい！！（4月から）
外遊びに充分時間を使って頂きたい。
縦割り保育の時間があるなど、異年齢と触れ合える保育。
絵本の貸し出し（例えば子供に選ばせて1週間かしてもらえると良い）があると良い。
給食は委託ではなく、毎日の給食見本を見ることができる。
一日保育士体験があると良い。
質の高い先生をお願いします。
子供たちのことを1番に考えてくれる先生。
保護者の金銭的負担、子どもの精神的負担がないようにしていただけたらと思う。特に子どもにとっては環境が変わるので心配。
特にありません。

深谷市立川本保育園民営化に係る移管先法人募集要項（案）

1. 移管する保育園の概要

- (1) 施設名称 深谷市立川本保育園
- (2) 所在地 深谷市
- (3) 定員 120名
- (4) 敷地面積 3,687.7㎡
- (5) 延床面積 1,291.0㎡
- (6) 駐車台数 15台（うち障害者用2台）
- (7) 構造 鉄骨造平屋建て
- (8) 建築年 平成23年
- (9) 施設図面 別添のとおり

2. 移管する時期

令和5年4月1日

3. 移管対象

(1) 土地

保育園の運営の継続を条件に貸与します。

賃借料については、移管した日から5年間は無償とし、その後については、深谷市財産規則に基づき算出した額により有償とします。

(2) 建物

現状有姿により無償譲渡します。ただし、建物の隠れた瑕疵について市は一切の責任を負いません。

また、譲与を受けた建物については、法人の負担により所有権に関する必要な登記を行い、直ちに法人の基本財産に編入してください。

なお、市の承諾なしに所有権の移転又は所有権以外の物権の設定を行わないでください。

(3) 備品及び工作物等

現状のまま無償譲渡します。ただし、隠れた瑕疵について市は一切の責任を負いません。

なお、備品は、移管前日までに移管する保育園（以下「移管保育園」という。）が所管している備品に限ります。

(4) 消耗品

無償譲渡します。消耗品は、移管前日までに移管保育園に保管されている事務用品及び食品原材料です。ただし、譲渡後については、市は一切の責任を負いません。

4. 応募資格

次の事項をすべて満たしているものとします。

- (1) 令和2年4月1日現在、深谷市内で認可保育園を経営し、令和2年4月1日を起算日として過去5年間以上の保育実績を有する社会福祉法人又は学校法人であること。
- (2) 市の保育行政をよく理解し、積極的に協力する法人であること。
- (3) 特別保育事業を積極的に行う法人であること。
- (4) 移管保育園を継続して運営できる経営基盤を有している法人であること。
- (5) 深谷市及び法人所在地である市の市税に滞納がない法人であること。

5. 応募条件

移管先法人は、移管保育園が実施している保育内容等を継続して実施することを前提に、次の事項を移管後の履行事項として厳守しなければなりません。

(1) 保育園運営・保育内容

- ①法人自らが、移管保育園を運営すること。
- ②移管を受けた土地、建物及び備品等は保育園運営及び子育て支援に関する事業並びに地域との協働により実施する事業以外の目的に使用しないこと。
- ③移管を受けた土地及び建物内において、政治的活動をしないこと。
- ④移管を受けた土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、法人の負担とする。
- ⑤保育園運営にあたっては、保護者の意向を把握するとともに、保護

者の要望に対しては誠意をもって対応すること。また、地域関係者との話し合いの要請に応じ、地域に根ざした運営に努めること。

⑥市の承諾なしに移管保育園の定員を変更しないこと。また、受入年齢は生後2か月からとすること。

⑦障がいのある児童を積極的に受け入れること。

⑧保育時間は、原則として月曜日から金曜日は、前後30分の延長保育を含み午前7時から午後7時まで、土曜日は、午前7時30分から午後6時30分までとするが、これ以上に保育時間を拡大（延長保育）することを妨げない。

⑨開園日は、祝休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除き、原則として月曜日から土曜日とするが、休日保育の実施等でこれ以上に開園することを妨げない。

なお、上記の開園日である月曜日から土曜日に休園する場合については、事前に保護者に説明し、了承を得たうえで実施すること。

⑩法人は、損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対しては、児童のケガ等に備えるために損害保険等への加入を働きかけること。

⑪宗教的活動の多様化に配慮し宗教的な行事は行わないこと。ただし、クリスマス会やひな祭り等の一般的な行事の実施は差し支えないものとするが、行事の変更・追加等については、事前に保護者に説明し、了承を得たうえで実施すること。

⑫運動会等の行事は、土曜日及び日曜日の開催について配慮すること。

⑬一時保育事業を実施すること。また、料金については、原則として現行どおりとすること。

⑭地域子育て支援拠点事業を実施し、一般型（週5日以上）の子育て支援センターを運営すること。

（2）職員配置

①常勤の正規職員である保育士（施設長及び主任保育士を含む。）の全

保育士に対する割合は、7割以上とすること。

②施設長及び主任保育士については、移管保育園の専従とし、いずれも保育士の資格を有し、保育実務経験が10年以上で、幹部職員としての能力及び経験を有する常勤の正規職員を配置すること。

③保育士の3分の1以上は、5年以上の保育実務経験を有する者を配置すること。ただし、幼稚園での経験年数を算入することができる。

④常勤の正規職員である保育士を、年齢児クラスごとに1名以上配置すること。

⑤保育士の年齢構成や経験年数は、低年齢児の保育経験も考慮し、偏りがないうようにバランスに十分配慮すること。

⑥看護師の配置に努めること。

⑦給食は自園調理方式とし、調理員（栄養士と兼務も可）を3名以上配置すること。なお、調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月10日児発第86号）を遵守すること。

⑧栄養士（調理員と兼務も可）を1名以上配置すること。

⑨保育士の採用にあたっては、深谷市の公立保育園に勤務している会計年度任用職員を可能な限り採用し、円滑な移管が行えるように努めること。

⑩入園児童の状況を把握し、適切な保育士の配置に努めるとともに、入園児童との関係を重視し、原則として年度途中での保育士の交代は行わないこと。また、職員の雇用にあたっては、保育の継続性にも配慮すること。

⑪障がいのある児童の保育経験がある保育士又は障がいのある児童の保育に関する研修等を受講した経験のある保育士を1名以上配置すること。

⑫法人の職員の資質向上（人材育成）を図るため、職員研修計画書を作成し、県、市又は各種団体が主催する研修に積極的に参加すること。ただし、通常保育の妨げにならないようにすること。

（3）保護者の費用負担

①既に入園している児童の保護者負担は、原則として現行を上回らないこと。ただし、保育サービスの提供の対価として費用を求める場合は、事前に保護者に説明し、了承を得たうえで実施すること。

②帽子・カバン等は、現在使用しているものをそのまま使用することができるようにすること。また、新たに統一した園児服等を採用する場合は、事前に保護者に説明し、了承を得たうえで実施すること。

③保護者会費の金額の決定は保護者に委ねること。

（4）給食について

①3歳児以上の主食材（米飯等）については、完全給食を提供できる体制を整える用意があること。

②給食の提供にあたっては、「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（平成27年3月31日雇児母発0331第1号）に基づき、児童の体調や食物アレルギーに応じた除去食・代替食等の対応を行うこと。

③食育基本法（平成17年法律第63号）を遵守し、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。また、献立は月単位等であらかじめ保護者に通知すること。

（5）三者協議会・引継ぎ等

①移管先法人として決定した場合は、速やかに市と合同で保護者説明会を開催するとともに、その後も定期的を開催すること。

②移管先法人として決定した場合は、速やかに保護者代表者、法人及び市の三者で構成する三者協議会を設置し、定期的を開催すること。

③移管する1年前から、施設長予定者及び主任保育士予定者を移管保育園に派遣し、保育園運営に関する引継ぎ（以下「引継保育」という。）

を行うこととし、引継保育の内容、職員配置等については、市と協議すること。

④引継保育期間の最後の3か月間（移管する直前の1月から3月までは、移管保育園の勤務予定保育士を移管保育園に派遣し、当該期間に勤務している移管保育園の保育士と引継ぎのための保育（以下「合同保育」という。）を実施し、移管先法人は各クラスに保育士を配置すること。また、合同保育に参加した保育士を移管後、各クラスに配置すること。

⑤保育士以外の勤務予定者についても、合同保育期間中に移管保育園に随時派遣し、引継ぎを受けること。

⑥移管後、市の職員が保育内容等の確認のために訪問する時は、協力すること。

（6）留意事項

上記（1）～（5）について、下記の2点を遵守すること。

①移管後、直ちに要望・意見等処理窓口を設置し、要望・意見等の適切な解決を図ること。

②国、県及び本市が実施する監査等に協力し、その指導、指示に従うとともに、その他必要に応じて市との協議に応じること。

（7）その他

①移管後の保育園の名称は三者協議会で協議のうえ決定すること。

②移管先法人として決定した場合、法人が既に運営している保育園を廃止しないこと。

③市の承諾なしに、移管保育園を廃止しないこと。

令和2年1月17日

深谷市立川本保育園
ひよこ組保護者 様

深谷市こども未来部保育課長

川本保育園民営化に係る移管先法人募集要項（案）についての意見募集について

「深谷市立川本保育園民営化に係る移管先法人募集要項（案）」につきまして、説明会を開催させていただきましたが、市としましては、説明会でご意見等をお聞きすることができなかった方や都合がつかず欠席された方も含めてご意見等をお伺いし、よりよい保育が実現できる法人を募集してまいりたいと考えております。

つきましては、ご多用のところ恐縮ではございますが、募集要項（案）に対し、ご意見等がある場合は、以下のご意見欄に記入のうえ、切り離して、令和2年1月31日(金)までに、保育園に設置している回収箱へ入れていただきますようお願いいたします。

なお、ご意見やご質問につきましては、次回の第2回第二次保護者説明会にて回答させていただきます。

-----キリトリ-----

川本保育園民営化に係る移管先法人募集要項（案）に関するご意見欄

- ご提出は、令和2年1月31日（金）午後7時までに、回収箱に入れてください。
- ご意見は、別紙での提出でも構いません。（※別紙の場合は、保育園名の記入をお願いします）

【担当】 深谷市役所保育課保育政策係
TEL 048-574-8648